

令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険料が減額されます！

対象となる方・受付期間

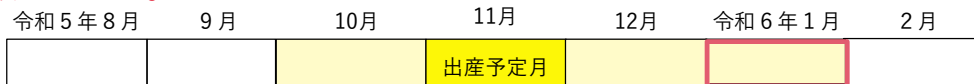
- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 以前お住まいの市町村で減額を受けていた方や他の社会保険から国民健康保険に加入した方も産前産後の対象期間内であれば申請できます。必ず、ご申請ください。

減額となる保険料

- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月の4ヶ月間、双子などの多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から出産予定月（又は出産月）の翌々月の6ヶ月間分が減額されます。



- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料から減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険料が減額され、ご納付されていた場合、払いすぎた保険料は還付されます。

※注意 この制度は出産する被保険者の保険料を免除するものですが、保険料の賦課限度額（上限額）に達している場合は、賦課される保険料が変わらないケースもあります。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書
- ② 出産が確認できる書類（母子健康手帳、出生証明書等）このいずれかの書類が必要です

よくあるご質問

Q.令和6年4月に出産（予定）の場合、何月分の保険料が減額の対象となりますか？

A.単胎妊娠の場合、出産（予定）月の前月3月から、出産（予定）月の翌々月（6月の保険料が減額されます。3月分は令和5年度の保険料、4月から6月分は令和6年度の保険料から減額されます。

問い合わせ先

泉南市 福祉保険部 保険年金課 保険年金係 TEL 072-483-3431